

比較すると、極めて低い状況となっている(図4-1-1、「保健体育課調査」(昭51))。

従って、今後は、学校体育館の未設置校を計画的に解消する必要がある。特に、定時制高等学校や積雪、山間へき地という特殊性をもつ地域の未設置校については、早急に設置する必要がある。

(2) 学校水泳プール

学校水泳プールは、水難事故の防止、水泳の普及・振興と体力の向上を図るため、その設置の促進を重点目標としてきた結果、表4-1-4のとおり、昭和48年度から昭和51年度までの4年間に、設置率は、小学校16.2ポイント、中学校10.2ポイントそれぞれ高くなっている。

高等学校においては、昭和48年度から昭和51年度までの4年間に、学校水泳プールの新設がなく、設置率は、完全な横ばい状態である。

従って、今後は、水泳の普及・振興と体力向上、水難事故の防止等のため、未設置校への設置を計画的に推進する必要がある。

表4-1-4 学校水泳プールの設置状況

(単位：校、プール、%)

年度	小学校			中学校			高等学校(全日制)			高等学校(定時制)		
	学校数	設置数	設置率	学校数	設置数	設置率	学校数	設置数	設置率	学校数	設置数	設置率
48	712	284	39.9	270	111	41.1	85	54	63.5	12	0	0
49	704	306	43.5	268	122	45.5	86	54	62.8	11	0	0
50	700	377	53.9	264	128	48.5	86	54	62.8	11	0	0
51	692	388	56.1	263	135	51.3	86	54	62.8	11	0	0

- 注：1. 小・中学校の設置状況は、「保健体育課調査」(昭48～昭51)による。  
 2. 高等学校の設置状況は、「福島県立学校の実態」(昭48～昭51)による。  
 3. 設置率 = (水泳プール設置学校数) ÷ (学校総数) × 100  
 4. 学校数には、分校が含まれ、単独で設置されていない定時制高等学校は含まない。

(3) 柔剣道場

中・高等学校における柔剣道場の設置状況をみると、表4-1-5のとおり、中学校の設置率は、5.3%であり、高等学校の設置率は、全日制76.7%であり、定時制には設置されていない。

この状況は、格技が選択必修種目として教育課程のなかに位置づけられている現状からすると全日制を除き、極めて不十分である。

従って、今後は、格技指導、必修クラブ活動を充実するため、その設置を推進するとともに、備品の整備を図る必要がある。

表4-1-5 柔剣道場の設置状況

(単位：校、道場、%)

中学校			高等学校(全日制)			高等学校(定時制)		
学校数	設置数	設置率	学校数	設置数	設置率	学校数	設置数	設置率
263	14	5.3	73	56	76.7	11	0	0

- 注：1. 「保健体育課調査」(昭51)による。  
 2. 設置率 = (柔剣道場設置学校数) ÷ (学校総数) × 100  
 3. 学校数には、女子高等学校を含まない。